

**平成 30 年度滋賀県教育委員会事務局職員採用選考**  
**(文化財保護技術者：建造物担当)**  
**第 1 次考查受験案内 (平成 30 年 8 月 1 日採用予定)**

平成 30 年 5 月 11 日  
滋賀県教育委員会

- 第 1 次考查期日および場所
  - 第 1 日 教養試験、専門試験および実技試験  
平成30年 6 月24日 (日) 滋賀県庁北新館 5 階 5-A 会議室
  - 第 2 日 口述試験および適性検査  
平成30年 6 月30日 (土) 大津市内
- ※教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ実施
  
- 受付期間
  - (持参の場合)  
平成30年 5 月14日 (月) ～平成30年 6 月 4 日 (月)
  - (郵送の場合)  
平成30年 5 月14日 (月) ～平成30年 6 月 4 日 (月) (消印有効)
  - (インターネットの場合)  
平成30年 5 月14日 (月) ～平成30年 6 月 4 日 (月)
  
- 問い合わせ先
  - 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
  - 大津市京町四丁目 1 番 1 号
  - 電話 (077) 528-4671

1 試験区分および採用予定人員

文化財保護技術者 (建造物担当) 1 人

2 受験資格

(1) 次の要件を満たす者が受験できます。

ア 大学 (短期大学を除く。) または大学院の建築学またはこれに準ずる学科を卒業し、もしくは修了した者で、昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれたもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 勤務の条件

(1) 採用の時期

平成 30 年 8 月 1 日

(2) 勤務先

滋賀県教育委員会事務局

(3) 給与等

ア 給料は、4 年制大学卒の者で月額 199,735 円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成 30 年 4 月 1 日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

### 4 第 1 次考査

(1) 日時および場所

第 1 日 教養試験、専門試験および実技試験

日時 平成 30 年 6 月 24 日（日）

9 時 30 分（受付開始 8 時 30 分）から 16 時頃まで

場所 滋賀県庁北新館 5 階 5-A 会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）

第 2 日 口述試験および適性検査

日時 平成 30 年 6 月 30 日（土）

9 時 30 分から 15 時頃まで

場所 大津市内

※ 第 2 日の集合時間および集合場所の詳細は、第 1 日に試験会場で通知します。

※ 第 2 日に実施する口述試験および適性検査は、教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。

イ 専門試験

文化財保護技術者（建造物担当）に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 実技試験

建造物の図面作製に係る実技試験を行います。

エ 口述試験

文化財保護技術者（建造物担当）としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。

オ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（第 1 次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7 (1) の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

※使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

平成 30 年 7 月上旬に受験者全員に通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1 人 1 通 (所定の用紙)

交付場所 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
電話 (077)528-4671

※ 郵送等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「平成 30 年度滋賀県教育委員会事務局職員 (建造物担当) 採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/boshu/>) からダウンロードできます。

b 郵便はがき 1 人 1 枚 (宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第 1 次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1 人 1 通 (所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1 人 1 枚 (最近 6 か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1 人 1 通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成 30 年 6 月 13 日 (水) までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 (077)528-4671

イ 提出先

滋賀県教育委員会事務局文化財保護課  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ)第 1 次考査受験時に必要な書類等については、第 1 次考査日に会場に持参してください。

ウ 受付期間

出願票は、平成 30 年 5 月 14 日 (月) から平成 30 年 6 月 4 日 (月) までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、平成 30 年 6 月 4 日 (月) までの消印があるものに限って受け付けます (必ず簡易書留により送付してください。)。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

[https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

## イ 受付期間

平成 30 年 5 月 14 日（月）正午から平成 30 年 6 月 4 日（月）17 時まで（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

## ウ 第 1 次 考 査 受 験 時 に 必 要 な 書 類 等

(ア) 出願票 1 人 1 通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

(イ) 履歴書 1 人 1 通（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）

(ウ) 写真 1 人 1 枚（最近 6 か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(エ) 受験番号通知 1 人 1 通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、平成 30 年 5 月 21 日（月）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※ 平成 30 年 6 月 13 日（水）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 （077）528-4671

## 6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 7 その他

(1) 第 1 次 考 査 合 格 者 に つ い て は、平 成 30 年 7 月 中 旬 に 滋 賀 県 人 事 委 員 会 で 実 施 さ れ る 選 考 を 受 け て い た だ きます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第 1 次 考 査 合 格 者 に 対 し て 文 書 で お 知 ら せ し ま す。

(2) 滋賀県人事委員会で開催される選考の合格者には、平成 30 年 7 月中旬に採用内定の通知をします。